川崎市宮前区選挙管理委員会告示第24号

令和7年10月26日執行の川崎市長選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条第1項及び第270条の2第1項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間は、次のとおりとします。

令和7年10月12日

川崎市宮前区選挙管理委員会 委員長 持田 政 邦

- 1 川崎市宮前区役所内 川崎市宮前区選挙管理委員会事務室
- (1)所在地川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5
- (2) 事務取扱期間 令和7年10月13日から令和7年10月25まで
- (3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで
- 2 川崎市宮前区役所 向丘出張所
- (1) 所 在 地 川崎市宮前区平1丁目1番10号
- (2) 事務取扱期間 令和7年10月13日から令和7年10月25日まで
- (3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで ただし、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第56条の事務は 取り扱わない。